平成２５年（フ）第５６１号
栃木県那須塩原市佐野208番地５
債務者　田中　　潤
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６２号
栃木県鹿沼市上野町371番地４　ファミリーハイツＡ102
債務者　伊澤　　文
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４６号
栃木県宇都宮市上横田町819番地12　ファミーユ上横田Ｂ―105、前住所栃木県宇都宮市睦町９番27号　ナイスアーバン中央公園610号室
債務者　矢端　紀彦
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５８号
栃木県鹿沼市上殿町847番地２　アートハイツ２　203号、前住所栃木県鹿沼市村井町256番地１
債務者　丸山　正雄
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６３号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目896番地30、住民票上の住所栃木県宇都宮市野沢町10番地31
債務者　岩本　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６９号
栃木県那須塩原市共墾社１丁目３番22号
債務者　相馬　龍太
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９号
熊本県阿蘇郡南小国町満願寺6775番地　黒川アパート110号室、住民票上の住所熊本市北区植木町広住495番地
債務者　横田　　和
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第３０号
熊本県阿蘇郡産山村大字田尻492番地11
債務者　二村　宏茂
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第１２３０９号
埼玉県新座市栗原３丁目８―30―301
債務者　石原　浩二
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３１７号
東京都小平市花小金井８丁目28―１
債務者　田栗　満士
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３３４号
東京都江戸川区南葛西４丁目２―13―205
債務者　工藤　健治
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３３５号
東京都江戸川区北葛西２―19―２―405、住民票上の住所東京都中央区銀座７丁目12―４友野本社ビルＢ１
債務者　一本松重輝
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３３６号
埼玉県朝霞市仲町１丁目１―29
債務者　田中イヰ子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３４９号
東京都世田谷区千歳台４丁目３―13　第一正栄荘101
債務者　廣田　文彦
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３５０号
東京都世田谷区千歳台４丁目３―13　第一正栄荘101
債務者　廣田　初江
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部